

福岡県公報

平成二十三年五月十八日
第三千二百五十五号
増刊 ①

目次

再掲

- 福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………一
- 福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………九
- 福岡県北部福岡緊急連絡管建設室設置規則を廃止する規則 (人事課) ……………十
- 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………十一
- 福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………十一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十三年四月二十八日

福岡県規則第十八号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号の表消防防災課の項中「消防係」を「国民保護係 消防係」に改め、「防炎情報通信係 国民保護係」を「防炎情報通信係」に改め、同項第四号の表健康増進課の項中「健康栄養係」を「健康づくり係」に改め、同表介護保険課の項中「企画財政係 指定育成係」を「財政係 企画係 指定係」に改め、同項第五号の表子育て支援課の項中「保育所係」を「出会い・子育て応援係 保育係」に改め、同表保護・援

福岡県知事 小川 洋

護課の項中「援護係 恩給係」を「援護恩給係」に改め、同項第六号の表環境保全課の項中「調査指導係」を「調査指導係 地球温暖化対策係」に改め、同項第九号の表企画交通課の項中「新幹線建設対策係」を「新幹線対策係」に改める。
第十五条第二号イ中「地方道路譲与税法」を「地方揮発油譲与税法」に、「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

第二十条の二の三中第五号を削り、第四号を第五号とし、同条第三号二を削り、同条第四号とし、同条第二号に次のように加える。

ハ 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一百一十号)の施行に關すること。

第二十条の二の三中第二号を第三号とし、第一号中ニ及びホを削り、ヘをニとし、同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 国民保護係

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に關する法律(平成十六年法律第一百二十二号)の施行に關すること。

ロ 危機管理の調整に關すること。

ハ 庶務に關すること。

ニ 財務会計に關すること。

第二十条の五第一項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第二十一号及び第二十二号」を「第十九号及び第二十号」に改め、同条第三項中「第十一号から第十八号まで」を「第十一号から第十六号まで」に改め、同条第四項中「第一項第一号、第五号、第十九号及び第二十号」を「第一項第十七号及び第十八号」に改める。

第二十号の六第一号中トを削り、チをトとし、同条第二号に次のように加える。

チ 市町村合併の支援に關すること。

第三十一条の二第一号イを次のように改める。

イ 原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律(平成六年法律第一百七号)の施行に關すること。

第三十一条の二第二号ロを削り、ハをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ ハンセン病問題の解決の促進に關する法律(平成二十年法律第八十二号)の施行に關すること。

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)

第三十一条の二第一号中ニを削り、ホをニとし、へをホとし、トを削り、チをへとし、リをトとし、同号ヌ中「及び県立精神医療センター太宰府病院」を削り、同号ヌを同号チとし、同条第二号中「健康栄養係」を「健康づくり係」に改め、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の施行に関する事務のうち、特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者医療広域連合が行う被保険者の健康診査に関する事。

第三十一条の二第三号中ロからニまでを削り、ホをロとし、へからリまでをハからへまでとし、同条第四号イ中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第六十四号）

」を加え、「児童の療育指導」の下に「並びに同法第二十一条の五の規定による医療の給付」を加え、同号に次のように加える。

ニ 肝炎総合対策に関する事。

第三十一条の二第五号に次のように加える。

ニ 病院事業の財務に関する事。

ホ 県立精神医療センター太宰府病院に関する事。

第三十一条の六第一項第一号中「、指定市町村の安定化計画」を削る。

第三十一条の七の二を次のように改める。

（介護保険課の所掌事務）

第三十一条の七の二 第七条第二項に規定する保健医療介護部介護保険課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 財政係

イ 介護保険法の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ロ 庶務に関する事。

ハ 財務会計に関する事。

二 企画係

イ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護保険事業計画及び介護保険事業支

援計画に関する事。

ロ 介護保険行政の総合企画、調査及び調整に関する事。

ハ 介護保険に関する広報・啓発に関する事。

ニ 地域密着型サービスの外部評価に関する事。

ホ 介護サービス情報の公表に関する事。

三 指定係

イ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護サービス事業者の指定等に関する事（指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係るものを除く。）。

四 指導係

イ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護サービス事業者の指導及び監査に関する事（指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係るものを除く。）。

第三十一条の七の四第一項第三号中「及び児童厚生施設」を「、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びに保育所及び児童厚生施設」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第七号の次に次の一号を加える。

ハ 出会い応援及び子育て支援に関する事。

第三十一条の七の四第二項中「保育所係」を「出会い・子育て応援係」に、「前項第四号、第六号、第九号及び第十号」を「前項第六号、第八号から第十号まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 子育て支援課保育係の所掌事務は、第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事務とする。

第三十一条の七の七第四号中「援護係」を「援護恩給係」に改め、ヌをソとし、ソの前に次のように加える。

ヨ 軍人軍属であった者及びその遺族の恩給に関する事。

タ 軍人軍属等であった者の軍歴証明に関する事。

レ 軍人軍属等であった者の叙位及び叙勲に関する事。

第三十一条の七の七第四号中リをカとし、へからチまでをルからワまでとし、ルの前に次のように加える。

チ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の施行に関する事。

リ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の施

行に関する事。

又 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の施行に関する事。

第三十一条の七の七第四号中ホをトとし、トの前に次のように加える。

ヘ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の施行に関する事。

第三十一条の七の七第四号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の施行に関する事。

第三十一条の七の七第五号を削る。

第三十一条の七の八第四号ハを削る。

第三十一条の八第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号から第十五号までを三号ずつ繰り上げ、同条第二項中

「前項第九号、第十一号、第十四号及び第十五号」を「前項第六号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号」に改め、同条第三項中「第一項第十号及び第十二号」を「第一項第七号」に改める。

第三十一条の九中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号ワ中「福岡県大気汚染対策協議会」を「福岡県大気汚染対策連絡協議会」に改め、同号カを削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 地球温暖化対策係

イ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七十七号）の施行に関する事。

ロ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第一百号）の施行に関する事。

ハ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）の施行に関する事。

第三十一条の十第一号中リをヌとし、チをリとし、ヘ及びトを次のように改める。

ト 福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例（平成十四年福岡県条例）

例第十六号）の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

チ 廃棄物行政の総合企画、調査及び調整に関する事。

第三十一条の十第一号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）の施行に関する事。

第三十一条の十第三号イ中「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改める。

第三十二条の二第三号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の施行に関する事。

第三十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四十条第三号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の施行に関する事務のうち、国有財産の管理に関する事。

第四十条第四号ロ中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削り、「関すること」を「関する事務のうち、他係に属しないこと」に改める。

第四十二条第二号ロ中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金通法」に改める。第四十三条の五第二号中ホを削り、ヘをホとし、同条第五号に次のように加える。

ロ 農山漁村地域整備交付金の総括に関する事。

ハ 土地改良事業に係る農林漁業金融に関する事。第四十三条の六第三号ハ中「の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと」を「（平成八年法律第四十五号）の施行に関する事」に改める。

第四十三条の七第一号イ中「及び保安林施設地区（次号に規定する保安林施設事業に係るものを除く。）」を削り、同条第二号イ中「保安林施設事業」を「保安林施設地区」に改める。

第五十条の二を次のように改める。

（企画交通課の所掌事務）

第五十条の二 第七条第二項に規定する県土整備部企画交通課の各係ごとの所掌事務は

、次のとおりとする。

一 指導係

イ 県土整備部に係る事業の総合的進行管理及び工事の工程管理の指導に関すること。

ロ 県土整備部に係る電算処理システムに関すること（設計積算システムに関するものを除く。）。

ハ 庶務に関すること（県土整備部企画交通課技術調査室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関することを除く。）を含む。）。

ニ 財務会計に関すること（県土整備部企画交通課技術調査室に係るものを含む。）。

ホ 福岡県建設技術情報センターに関すること。

ヘ 財団法人福岡県建設技術情報センターに関すること。

二 企画係

イ 県土整備行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

ロ 総合交通対策の企画、調査及び調整に関すること。

ハ 鉄道の整備促進に関するものうち、他課及び他係に属しないこと。

三 新幹線対策係

イ 九州新幹線の建設に関すること。

ロ 九州新幹線の活用の推進に関すること。

第五十一条第一号り中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同号中カを削り、ワをカとし、ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 国土交通省所管の国有財産のうち、道路法が適用される道路に関すること。

第五十一条第二号ハ中「道路整備緊急措置法」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に改め、同条第三号イ中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同条第五号ロ中「道路整備緊急措置法」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」

に改める。

第五十二条第一号ロ中「道路整備緊急措置法」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に改め、同号中ハ及びニを削り、ホをハとし、ヘからチまでをニからヘまでとし、同条第二号イ中「及び舗装の新設」を削り、同号ロを削り、同条第三号イ中「及び舗装の新設」を削り、同号に次のように加える。

ロ 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）の施行に関する事務のうち、大規模自転車道整備事業に関すること。

第五十二条第四号に次のように加える。

ロ 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町村道の整備に関すること。

第五十五条第一号イ及びロを次のように改める。

イ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 採石法の施行に関する事務のうち、採取計画の認可その他災害防止命令等に係る土木技術に関すること。

第五十五条第一号中チ及びリを削り、トをリとし、ヘをチとし、チの前に次のように加える。

ト 国土交通省所管の国有財産のうち、砂防法第一条に規定する砂防設備、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設に関すること。

第五十五条第一号中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の施行に関する事務のうち、区域の指定及び特定開発行為の許可に関すること。

第五十五条の二第一号中へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 北部福岡緊急連絡管の運用に関すること。
第五十九条第三号イ中「道路整備緊急措置法」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。
第六十条第二号チ中「施行に関すること」を「施行に関する事務のうち、他係に属し

ないこと」に改め、同条第四号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。

第六十五条第一項の表福岡県市町村合併推進審議会及び福岡県市町村合併調整委員の項を削る。

第七十二条の表福岡県博多県税事務所の中

「課税第三課

間税第一係 を 間税第一係 に改め、同表福岡県久留米県税事務所の項中

間税第二係 間税第二係

間税第三係

「課税第二課

不動産取得税第一係 不動産取得税第一係

不動産取得税第二係 を 不動産取得税第二係 に改める。

課税第三課 不動産取得税第三係

不動産取得税係 間税係

第七十四条第一項第三号を次のように改める。

三 課税第三課

イ 間税第一係

(1) 県税に関する事務のうち、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。

(2) 県税に関する事務のうち、県たばこ税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定するものに関すること。

(3) 県税に関する事務のうち、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定するものに関すること。

(4) 県税に関する事務のうち、産業廃棄物税の賦課に関すること（間税第二係において所掌するものを除く。）。

(5) 県税に関する事務のうち、特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関すること。

ロ 間税第二係

(1) 県税に関する事務のうち、産業廃棄物税の賦課に関する事務の総括に関すること。

(2) 県税に関する事務のうち、県たばこ税の賦課及び犯則取締りに関すること（間税第一係において所掌するものを除く。）。

(3) 県税に関する事務のうち、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関すること（間税第一係において所掌するものを除く。）。

(4) 県税に関する事務のうち、産業廃棄物税の賦課に関する事務であつて所長の指定するものに関すること。

第七十四条第六項第二号ハを次のように改める。

ハ 間税係

(1) 県税に関する事務のうち、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関すること。

(2) 第一項第三号イ(5)に規定する事務

第七十四条第八項第二号中ハを次のように改める。

ハ 間税係

(1) 第六項第二号ハ(1)に規定する事務

(2) 第一項第三号イ(5)に規定する事務

第七十四条第九項第二号に次のように加える。

ハ 不動産取得税第三係

(1) 県税に関する事務のうち、不動産取得税の賦課及び犯則取締り（不動産取得税第一係及び不動産取得税第二係において所掌するものを除く。）に関すること。

(2) 第一項第一号ロ(3)に規定する事務

二 間税係

(1) 第六項第二号ハ(1)に規定する事務

(2) 第一項第三号イ(5)に規定する事務

第七十四条第九項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号ハ(1)中「前項第四号ハ」を「前項第四号ロ」に改め、同号を同条第四号とし、同条第十一項第一号ロ中

「第七項第一号イ及びロ」を「第七項第一号ロ及びハ」に改め、同条第十二項の表福岡県博多県税事務所の中「イ(3)、(4)及びロ」を「イ(3)及びロ(3)」に改め、同表福岡県北九州西県税事務所の中「ハ(2)及び(3)」を「ハ(1)」に改め、同表福岡県飯塚・直方県税事務所の中「ハ(2)及び(3)」を「及びハ(1)」に、「同項第四号ハ」を「同項第四号ロ」に改め、同表福岡県久留米県税事務所の中「第二号、第三号イ、ロ(2)及び(3)」を「第二号イからハまで及びニ(1)」に、「同項第四号及び同項第五号ニ」を「同項第三号及び同項第四号ハ」に改める。

第八十七条第一項の表福岡県田川保健福祉事務所の項中

「保護第二課」

保護第一係 を 保護第一係 に改め、同表福岡県北筑後保健福祉環境事務所の

保護第二係

保護第三係

項中

「総務企画課」

総務係 を 総務係 に、

企画指導係

保護係

「社会福祉課」

検査課 を 保護課 に改め、同表福岡県南筑後保健福祉環境事務所の項内

検査課

部組織の欄中

「社会福祉課」

児童家庭係

高齢・障害者福祉係

保護係

福祉課」の下に「保護課」を加える。

第八十九条第六項第六号に次のように加える。

ハ 保護第三係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに

関すること。

第八十九条第七項第一号ハを削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 保護課

イ 第一項第五号に規定する事務

第八十九条第八項第四号ハを削り、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 保護課

イ 第一項第五号に規定する事務

第八十九条第十四項を第十五項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 次の表の上欄に掲げる課又は係に係るにあつては、第八十七条第一項の規定にかかわらず、当該下欄に掲げる区域の第八十九条第一項第四号ロ及びカに規定する事務を所掌する。

福岡県北筑後保健福祉環境事務所社会福祉課	第八十七条第一項に規定する、福岡県北筑後保健福祉環境事務所の管轄区域及び久留米市
福岡県南筑後保健福祉環境事務所社会福祉課高齢・障害者福祉係	第八十七条第一項に規定する、福岡県南筑後保健福祉環境事務所の管轄区域及び大牟田市

第九十九条の表中福岡県福岡児童相談所の項中

「相談第二課」

相談第二課 を 相談第一係 に改め、同表中

相談第二係

福岡県 久留米 児童相談所	相談第一課 相談第一係 相談第二係 相談第二課	久留米市津 福本町字金 九二八一番 地	久留米市 八女市 筑後市 大川市 小郡 市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡 三潞郡 八女郡
---------------------	----------------------------------	------------------------------	--

福岡県 田川児 童相談 所	相談第一課 相談第二課 保護課	田川市大 字弓削田 一八八番地	直方市 飯塚市 田川市 嘉麻市 鞍手郡 小竹町 嘉穂郡 田川郡
福岡県 大牟田 児童相 談所	保護課	大牟田市西 浜田町四番 地の一	大牟田市 柳川市 みやま市

福岡県 久留米 児童相 談所	相談第一課 相談第一係 相談第二係	久留米市津 福本町字金 丸二八一番 地	久留米市 八女市 筑後市 大川市 小郡 市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡 三潴郡 八女郡
福岡県 田川児 童相談 所	相談第二課 保護課	田川市大 字弓削田 一八八番地	直方市 飯塚市 田川市 嘉麻市 鞍手郡 小竹町 嘉穂郡 田川郡
福岡県 大牟田 児童相 談所	相談第一課 相談第二課 保護課	大牟田市西 浜田町四番 地の一	大牟田市 柳川市 みやま市

改める。

第百一条第二項第二号を次のように改める。

二 相談第二課

イ 相談第一係

(1) 前項第一号から第七号までに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事(前項第二号に規定する事務のうち、他課に属するものを除く。)

ロ 相談第二係

(1) 前項第一号から第七号までに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事(前項第二号に規定する事務のうち、他課に属するものを除く。)

除く。

第百一条第三項中「福岡県久留米児童相談所」の下に「及び福岡県田川児童相談所」を加え、同条第四項中「福岡県田川児童相談所及び」を削る。

第百六十二条第一項の表福岡県朝倉農林事務所の項中

「農村整備第二課

整備第一係

整備第二係

整備第三係

用地係

農村整備第三課

整備第一係

整備第二係

「林業振興課

林業振興係

普及係

県営林係

「農村整備第二課

整備第一係

整備第二係

所朝倉普及指導センターの項中

「園芸畜産課

野菜係

花き係

果樹畜産係

第百六十四条第一項第一号ハ(1)カ中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改め、同号ハ(2)中(ヌ)を(ネ)とし、(シ)から(ニ)までを(ス)から(ヌ)までとし、(サ)の次に次のように加える。

(シ) 米穀等の引取等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行

に関すること。

第六百六十四条第一号ホ(1)に次のように加える。

(ウ) 県営土地改良事業等に係る用地の取得及び損失の補償に関すること。

第六百六十四条第一号ホ(3)ア中「福岡市、」を削り、同号ホ(3)イを削り、同条第二号ホ(2)ア中「及び他係」を削り、同号ホ(3)を次のように改める。

(3) 用地係

ア 前項第一号ホ(1)ウに規定する事務（農地開発事務所の所掌事務を除く。）

第六百六十四条第二号ホ(4)を削り、同号へを次のように改める。

へ 農村整備第三課

(1) 県営土地改良事業等のうち、かんがい排水事業、農道整備事業、水環境整備事業、ほ場整備事業、中山間総合整備事業及び土地改良総合整備事業並びに小郡市及び三井郡の区域の農村総合整備事業に関すること（農地開発事務所の所掌事務を除く。）。

第六百六十四条第四号ホ(1)ア中「同号ホ(3)イ」を「同号ホ(1)ウ」に改め、同号へ

(1)ア中「第一号第一号へ(1)」の下に「及び(3)」を加え、同号へ(3)を削り、同条第五号第一号ホ(1)イを次のように改める。

イ 第一号第一号ホ(1)ウに規定する事務（農地開発事務所の所掌事務を除く。）

第六百六十四条第五号ホ(1)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 第二号第一号ホ(1)に規定する事務

第六百六十四条第六号イ(1)中「ア及び同号ホ(3)イ」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 整備第二係

(1) 第一号第一号ホ(2)に規定する事務

第六百六十四条第六号第五号ハを削り、同条第七号の表福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センター果樹畜産課果樹係の項の次に次のように加える。

福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センター果樹畜産課畜産係

第六百六十二条第三項に規定する、福岡県朝倉農林事務所朝倉普及指導センター及び福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センターの管轄区域

第七十一条の表中

「企画情報部

企画課

知的財産管理課

食品流通部

バイオテクノロジー部

土壌・環境部

病害虫部

農産部

野菜育種部

野菜栽培部

「研究企画部

企画課

知的財産活用課

バイオテクノロジー課

食品流通部

土壌・環境部

病害虫部

農産部

野菜部

に改める。

第七十二条及び第七十三条第一号ロ中「企画情報部」を「研究企画部」に改め、同号ロ(2)中「知的財産管理課」を「知的財産活用課」に改め、同号ロ(2)イ中「成果の」を「成果の活用及び」に改め、同号ロ(2)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 農業経営及び農業経済の調査研究に関すること。

第七十三条第一号ロに次のように加える。

(3) バイオテクノロジー課

ア 農作業のバイオテクノロジーの試験研究に関すること。

第七十三条第一号ハ中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、ヘの次に次のように加える。

ト 野菜部

(1) 野菜の育種、品種及び栽培の試験研究に関すること（野菜等栽培施設的环境制御及び機械化技術に係るものを含む。）。

(2) 野菜の原々種の育成及び配布に関すること。

第七十三条第一号中チ及びリを削り、ヌをチとし、ルからワまでをリからルまでとする。

第二百三十一条第一号の表福岡県福岡県土整備事務所の項中

「道路課

維持係

交通安全・建設係

「道路課

維持係

緊急連絡管建設事業係

交通安全・建設係

整備事務所の項中

「道路課

維持係

交通安全係

を 交通安全係 に改め、同表福岡県北九州県土整備事務所の項中

建設係

建設第一係

建設第二係

「都市施設整備課

建築指導課

を 災害事業室

に改め、同条第三項の表福岡県北九州県土整備事務所の項中

備事務所宗像支所の項中

「工務課

工務係

を「工務課」に改める。

緊急連絡管建設事業係

第二百三十二条第四項中「小石原川ダム対策室」の下に、「北九州県土整備事務所の災害事業室」を加える。

第二百三十三条第一項第二号中ラを削り、ナをムとし、レからネまでをツからラまでとし、タの次に次のように加える。

レ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関すること。

ソ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務（土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に限る。）のうち、届出及び通知の受領に関すること。

第二百三十三条第一項第五号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基

づく基礎調査に関すること。

第二百三十三条第二項第二号イ中「タからソまで及びラ」を「タからネまで」に改め、同項第三号中「ツからナまで」を「ナからムまで」に改め、同項第四号ニを削り、同項第五号イ中「同号ト」を「同号チ」に改め、同条第三項第三号イ中「（同号ニに規定する事務を除く。）」を削り、同項第四号イ中「同号ト」を「同号チ」に改め、同条第四項第三号イ中「（同号ニに規定する事務を除く。）」を削り、同項第四号イ中「第一項第五号ト」を「第一項第五号チ」に改め、同条第五項第三号イ中「（同号ニに規定する事務を除く。）」を削り、同項第四号イ中「第一項第五号ト」を「第一項第五号チ」に改め、同条第六項第三号イ中「（同号ニに規定する事務を除く。）」を削り、同項第四号イ中「同号ト」を「同号チ」に改め、同条第七項第三号イ中「（同号ニに規定する事務を除く。）」を削り、同項第四号イ中「同号ト」を「同号チ」に改め、同条第八項中「各課ごと」の下に、「災害事業室」を加え、同項第三号イ中「（同号ニに規定する事務を除く。）」を削り、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 災害事業室

イ 紫川流域の豪雨対策事業に関すること。

第二百三十三条第十一項第三号イ中「（同号ニに規定する事務を除く。）」を削り、同項第四号イ中「同号ト」を「同号チ」に改め、同条第十二項第一号イ中「タ、ソ及びラ」を「タからソまで及びネ」に改め、同項第二号イ中「及びヘ」を「及びト」に改め、同条第十三項第三号イ中「第一項第五号ト」を「第一項第五号チ」に改め、同条第十五項第二号中イを削り、ロをイとする。

附 則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十九号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五号の二イ中「規則第十条の二第三項」を「規則第十条の三第三項」に改め、同号口中「規則第十条の二第四項、第十条の三第四項」を「規則第十条の三第四項、第十条の四第四項」に改め、同号ハ中「規則第十条の三第三項」を「規則第十条の四第三項」に改める。

第十一条の二第三項第一号の二イ中「規則第十条の二第三項」を「規則第十条の三第三項」に改め、同号口中「規則第十条の二第四項、第十条の三第四項」を「規則第十条の三第四項、第十条の四第四項」に改め、同号ハ中「規則第十条の三第三項」を「規則第十条の四第三項」に改める。

第十一条の三第四号の二イ中「規則第十条の二第三項」を「規則第十条の三第三項」に改め、同号口中「規則第十条の二第四項、第十条の三第四項」を「規則第十条の三第四項、第十条の四第四項」に改め、同号ハ中「規則第十条の三第三項」を「規則第十条の四第三項」に改める。

第二十条第十五項中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第十七項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第一号イ中「実施状況」の下に「、可燃性天然ガスの発生状況」を、「管理者に対し」の下に「、温泉の採取の実施状況」を加え、「、利用状況」を「又は利用状況、可燃性天然ガスの発生状況」に改め、同項第二号イ中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同号口中「第十三条第六項から第八項まで」を「第二十条第六項から第八項まで」に改め、同号ハ中「第十四条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同号ホ中「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号ヘ中「第二十六条第六項」を「第三十三条第六項」に改め、同項第四号イ中「第十一条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同号口中「第十一条第四項から第六項まで」を「第十七条第四項から第六項まで」に改め、同号ハ中「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同号ニ中「第二十一条第六項」を「第二十七条第六項」に改める。

第二十四条第一号中セをスとし、ウからモまでをオからセまでとし、ムの次に次のように加える。

ウ 法第三十三条の六第一項の規定に基づき、義務教育終了児童等から申込みがあつたとき、その義務教育終了児童等に対し、同項に規定する住居において日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことを児童自立生活援助事業を行う者に委託すること。

第四十一条第一号中、オを削り、ノを、オとし、オを、ノとし、ウを、オとし、ムの次に次のように加える。

ウ 検定検査規則第十五条の三の規定に基づき、タクシードライバーの製造事業者又は修理事業者から封印の記号の届出を受領すること。

附則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。ただし、第二十条第十七項第四号の改正規定は、平成二十三年九月一日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県北部福岡緊急連絡管建設室設置規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十号

福岡県北部福岡緊急連絡管建設室設置規則を廃止する規則

福岡県北部福岡緊急連絡管建設室設置規則（平成十九年福岡県規則第四十号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

（福岡県水資源対策長等の職の設置に関する規則の一部改正）

2 福岡県水資源対策長等の職の設置に関する規則（平成三年福岡県規則第三十七号）

の一部を次のように改正する。

第一条の表中「及び北部福岡緊急連絡管建設室」を削り、「並びに当該事務」を「及び当該事務」に改める。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第七号

本 庁

出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表東九州自動車道建設促進事務関係の項中「行橋市」を「京都郡苅田町」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年五月一日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第八号

本 庁

出 先 機 関

福岡県警察本部

福岡県教育庁

福岡県監査委員事務局

福岡県人事委員会事務局

福岡県労働委員会事務局

福岡県議会事務局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三項第二号イ中「第十条の三第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同号ロ中「第十条の三第四項、第十条の四第四項」を「第十条の二第四項、第十条の三第四項」に改め、同号ハ中「第十条の四第三項」を「第十条の三第三項」に改める。

第二十一条の八第三号及び第四号中「企画情報部長」を「研究企画部長」に改める。

別表一第十二項部長等専決事項の欄第十二号中「第十条の三第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同項同欄第十三号中「第十条の三第四項、第十条の四第四項」を「第十条の二第四項、第十条の三第四項」に改め、同項同欄第十四号中「第十条の四第三項」を「第十条の三第三項」に改め、同項課長専決事項の上欄第十九号中「第十条の三第三項」を「第十条の二第三項」に、「第二十一号」を「第二十号」に改め、同項同欄第二十号中「第十条の三第四項、第十条の四第四項」を「第十条の二第四項、第十条の三第四項」に改め、同項同欄第二十一号中「第十条の四第三項」を「第十条の三第三項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年五月一日から施行する。